

令和元年第 10 回定例会
(第 1 日目)

津別町議会会議録

令和元年第10回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和元年12月9日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和元年12月18日 午前10時00分

延会日時 令和元年12月18日 午後2時11分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤 村 勝	○
教 育 長	宮 管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	藤原 勝美	○
総務課長	近野 幸彦	○	生涯学習課長補佐	石川 波江	○
総務課長補佐	丸尾 達也	○	農業委員会事務局長	小野 敏明	○
住民企画課長	森井 研児	○	農業委員会事務局次長	迫田 久	○
住民企画課長補佐	松木 幸次	○	選挙管理委員会局長	近野 幸彦	○
住民企画課長補佐	中橋 正典	○	選挙管理委員会次長	宮脇 史行	○
住民企画課長補佐	加藤 端陽	○	監査委員会事務局長	齊藤 昭一	○
保健福祉課長	小野 淳子	○	監査委員事務局次長	宮脇 史行	○
保健福祉課長補佐	千葉 誠	○			
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○			
産業振興課長	小野 敏明	○			
産業振興課長補佐	迫田 久	○			
産業振興課長補佐	小泉 政敏	○			
建設課長	石川 篤	○			
建設課長補佐	石川 勝己	×			
会計管理者	五十嵐 正美	○			
総務課庶務係長	菅原文人	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事務局 長	齊藤 昭一	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
総務係 長	小西 美和子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	3番 村田 政義 4番 乃村 吉春
2			会期の決定	自 12月 18日 2日間 至 12月 19日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5			一般質問	
6	同意	5	固定資産評価員の選任について	
7	議案	80	津別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	81	津別町職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	82	津別町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	83	津別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	84	津別町寡婦住宅管理条例を廃止する条例の制定について	
12	〃	94	契約の締結について（津別町役場庁舎等建設（機械設備）工事）	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	85	オホーツク町村公平委員会規約の変更について	
14	〃	86	町道路線の廃止について	
15	〃	87	町道路線の認定について	
16	〃	88	令和元年度津別町一般会計補正予算（第5号）について	
17	〃	89	令和元年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について	
18	〃	90	令和元年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	
19	〃	91	令和元年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について	
20	〃	92	令和元年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	
21	〃	93	令和元年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について	
22	報告	17	令和元年度定例監査の報告について	
23	〃	18	例月出納検査の報告について（令和元年度8月分、9月分、10月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。
ただいまの出席議員は全員であります。
ただいまから令和元年第 10 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において
3 番 村 田 政 義 君 4 番 乃 村 吉 春 君
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 19 日までの 2 日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から 12 月 19 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。

○事務局長（齊藤昭一君） これから、諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 おはようございます。

本日ここに第10回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第9回臨時会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、まことに残念な報告ではありますが、去る12月3日、瑞宝単光章、津別町自治功労者、津別町消防功労者 柏木登様がお逝去されました。故人は、永年にわたり津別町統計調査員並びに消防団員を務められ、本町の自治振興と地域の防災活動に多大なご貢献をいただきました。

また、去る12月15日、津別町産業開発功労者 土田長美雄様がお逝去されました。故人は、丸玉産業（現丸玉木材）株式会社 専務取締役工場長等の役員を歴任し、本町の産業振興に多大なご貢献をいただきました。

お二人の生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます次第であります。

次に、高齢者に対するお祝いについてであります。11月27日に佐藤正治様が100歳の誕生日を迎えられましたことから、今後ともますますのご健勝を願い、記念品を贈り祝意を表したところであります。

次に、善行表彰についてであります。令和元年秋季日本善行表彰において、中川孝敏様が、永きにわたり自治会の発展に寄与されたほか、津別町老人クラブ連合会副会長、民生委員児童委員副会長、津別町社会福祉協議会副会長、津別町防犯協会会長などを務められた功績により、一般財団法人日本善行会による善行表彰を受賞され、12月1日、網走市において伝達式が行われました。この度の栄えある受賞に対し、心より敬意を表する次第であります。

次に、北海道大学の学生団体HALCCによる成果報告会についてであります。12月7日、中央公民館において、津別高校生を含む約100名が参加する中、今年度の成果報告が行われました。

本事業は、4年目となりますが、学生の自主的な活動のもと、6月から12月までの期間において、札幌市と津別町を行き来し、津別高校生も北海道大学を訪問し、ワークショップを重ね、成果をまとめ上げたものです。

大学生主体の事業としては、津別町での体験型教育ツアーを提案する津別留学班、まる太くんを活用して津別を盛り上げるため、さまざまなポーズのデザイン案を観光協会へ提供したまる太くん班、HALCCと町民との交流を目指し産業まつりに出店した新規交流班から、それぞれ成果報告が行われました。また、津別高校1、2年生全員と、大学院生を含め学生約20名が関わった高大連携事業として、津別町の特産品を高校生みずから選定し、みずから北大で販売することに取り組んだ北大マルシェ班、津別町の現状をとらえ高校生と一緒に若者の視点で政策提言を考えた若者議会班の2班が、高校生みずからスクリーンを使い報告を行いました。

これらすべてのグループの取り組みは、まちづくりの参考となるものであり、町としましても、取り入れられる事項については、施策に取り入れていく考えであります。

本事業は、人材育成や地方創生の直接的な効果のみならず、中長期的な関係人口の創出やUターン促進等にもつながることが期待される事業であり、学生の自主的な事業ゆえに課題はありますが、継続的に実施していく考えであります。

次に、北海道社会貢献賞についてであります。白木雅之様が、永きにわたり津別町国民健康保険運営協議会委員などを務め、同事業の円滑な運営と発展、社会福祉の向上に寄与された功績により、令和元年度北海道社会貢献賞（国民健康保険事業功労者）を受賞され、12月10日、北海道知事に代わり、表彰状の授与・伝達式を行いました。このたびの栄えある受賞に対し、心より敬意を表する次第であります。

次に、北海道国民健康保険団体連合会表彰についてであります。相澤誠様が、丸玉木材株式会社津別病院の医師、院長として永年にわたり住民の診療に精励され、地域医療の充実に尽力するとともに、国民健康保険事業等の円滑な運営に多大なる貢献をされた功績により、北海道国民健康保険団体連合会表彰を受賞され、12月10日、北海道国民健康保険団体連合会会長に代わり、表彰状の授与・伝達式を行いました。このたびの栄えある受賞に対し、心より敬意を表する次第であります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。12月10日現在、一般土木工事関係については、旧活汲小学校プール残存物撤去整地工事ほか29件、3億2,208万円（100%）。一般建築工事関係については、津別町役場庁舎等建設（建築主体）工事ほか18件、19億679万5,000円（100%）。簡易水道・下水道工事関係については、町道105号線配水管更新一連工事ほか14件、3億825万5,000円（100%）。設計等委託業務関係については、農地耕作条件改善事業調査測量設計業務（相生地区）ほか27件、1億9,086万円（100%）であり、令和元年度予算分について総額27億2,799万円で100%の発注率となっており、すべての発注を終了しております。

なお、今議会におきまして、条例制定及び補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で、行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第5、一般質問を行います。

質問及び答弁は一問一答方式にて行います。

一般質問の進め方については、質問者は最前列の質問者席で、答弁者は自席で行うこととします。

質問が完結し、次の質問に移る場合は、次の質問に移る旨の発言をお願いします。

次の質問に移った場合、先の質問には戻れませんのでご了承ください。

質問時間は答弁を含め60分以内とし、反問権の行使があった場合は、反問の時間も含めて90分以内とします。

通告の順に従って順次質問を許します。

6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 議長より発言の許可をいただきましたので、先に通告しています質問をさせていただきます。

まちなか再生事業についてであります。現在、津別町複合庁舎建設等まちなか再生基本計画の複合商業施設を中心とするコミュニティゾーンの整備に向け、開発事業者を選定するプロポーザルが現在予定されています。買い物を町外に求める方が7割を超える現状、病院や交通機能との連携、また賑わいを呼び込む仕掛けづくりなど、持続可能なまちづくりを目指す上で、住民の意見の反映は極めて重要であると考えます。今後のまちなか再生事業について、町長のお考えを伺いたいと思います。

買い物拠点に整備が予定されているアンテナショップですが、町民アンケートでまちなかに欲しい機能としてあげられるという説明があります。整備を進めるとされていますが、特産品の販売やチャレンジショップ的などという表現もあるなど、運営者などの具体性が見えていません。また、年間使用の目途についても、どのような考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 渡邊君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） まちなか再生事業の中でも、アンテナショップについてまずお答え申し上げます。アンテナショップの方向性、役割につきましては「津別町複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」の中で示されていますが、今後それをもとに店舗

のあるべき姿やコンセプトを検討し、条件を整えた上で運営者を公募することも選定方法の一つであると考えております。

当然ながら条件には、店舗の賃貸料も重要な要素になりますが、それらが決まるのは、開発事業者が決まった以降になります。運営者を公募した場合、当然、やる気のある方が応募され、通年開業することも考えられますので、例えば、公募条件に年間の最低営業日数をうたうことなども検討したいと考えております。いずれにしましても、現段階ではまだ決められる段階ではありませんので、ご報告させていただきます。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 今、答えがありましたが、ちょっと聞きたい部分はちょっと不安という形で残ったような形に聞こえます。コンセプトをこれから検討するという部分もありますが、不安というか懸念としまして、私が質問する部分については、アンテナショップが空き状態になるという部分をすごく心配しているわけです。週末ですとか、イベントですとか、そういう短い期間の使用というものは想定できるかなと思うのですが、やはりそういう年間的に通常、そこが活用されているというような状態がちょっと見えない感じがやはり不安として残ります。昨年も、この方向性が示される基本計画のときにもありましたが、ヒヤリング33件とかという話もありましたが、その部分も合わせて調査などで具体的に、こういうものがあつたときに、使用するという目途というものは立てられていないのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これはまだ公募もしておりませんし、その中で今の段階では、この間すべてまちづくり懇談会を終了したところでもありますけれども、町民の皆さんにお知らせしたのは、現段階ではここまで来ていますというお話をさせていただきました。これから具体的な検討に入っていくわけでもありますけれども、このまちなか再生基本計画の中でも書いてありますとおり、アンテナショップに対するイメージですけれども、特産品を販売、展示する店舗のことで、飲食コーナーを設置している店舗もあります。地元でしか手に入らない珍しい食材、商品を購入できるなど、町の魅力を町内外の人々にアピールすることができるため、地域の情報発信や観光案内のPR拠点、そういった役割をもっていますということで、こういう考えで計画を皆さん

にお示しをしておりますので、こういったことを頭に入れて、これから先ほど言いましたようにコンセプト等々、検討してまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 今お話をお聞きしている部分は、もともとそういう話がありましたので承知しているわけなのですが、やはりそういう話を聞きましても、当然、既存のものを活用という部分も重ねて考えられるのではないかなど。やはりその部分、さんさん館との差別化という意味合いがもう少し強くないと、今聞いている限りの現状は、さんさん館でも可能であるし、現在やられている試みもあるのではないかなど十分思える部分であります。アンケートで町の特産品、飲食、販売できるアンテナショップ、このアンケートというのもチェック項目式の幾つか並んでいる中でチェックするということですから、当然やりたいという方が直接そこに書き込んで現れた数字じゃないのは、当然アンケートですからわかるのですが、これが一番だということで今そういう状況が生まれているようなのですが、やはりその部分、先ほどの意向調査とかヒヤリングもそうですが、はっきり私はこういうのができたら、ここでこういうことがやりたいんだというものが見える状態から、こういう要望が高まった状態から始められないと、こういうものをつくって、こういうことを目的としているのですという状態から始めるのは、ちょっと不安が残る部分じゃないかなと思います。

さんさん館の現状で、その部分を工夫という形で、それも可ということができないのか、その部分については、町長はどのようにお考えになるかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） さんさん館のところは、また別のゾーニングに入ってきます。そこにはまた計画づくりのときに何度も皆さんとも意見交換をしているところでありますけれども、例えばトレーラーハウスが入ってくるだとか、そういう店舗のつくり方、町に賑わいを、今コミュニティゾーンの整備に入っているところでして、その次のゾーニングの計画等々が入ってきます。これは議論をしながらこの計画でいこうということで認定をされているというふうに考えています。昨年の7月の段階で計画が

決まって、そしてお示しを町民の皆さんにも意見を伺った上で策定が完了しています。それをもとにして、これから段階的に順次進めていくということですので、その計画をつくる時点においてもさんさん館のお話等々が出ておりますので、そういったことを踏まえた上で計画がつけられていますので、それを認識した上で、これから進めていくことになると思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）〔登壇〕ゾーニングの違いの話もありました。さんさん館の役割という部分もある部分は承知しています。その上で、今この計画が立ち上がった段階では、当初話がされていたのはマルシェという部分がございます。マルシェとの連携についてお聞きしたいと思います。複合商業施設の建設にあたっては、アンテナショップはマルシェの事業が先行し、そこからの事業展開というふうに私は記憶してございます。マルシェ事業の取り組みについて、現在はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君）マルシェの取り組みの現在ということでしたが、基本的には、マルシェを形成していくということは、まちづくり会社のミッションでもありました。それをまちづくり会社なりにとらえて、当時はまだ会社の形態ではなかったのですが2月にフードホールを実施したというようなこともございます。

あと計画上では、先ほど町長が申し上げましたとおり、コンテナハウスを用いたものというのはありますが、こういう実際の整備につきましては、コミュニティゾーンの整備でアンテナショップをつくって、それ以降でさらに拡大が必要というふうになれば、こちらのほうの開発はしていかなければならないという形になってございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）〔登壇〕賑わいの連携といいますか、やはり当初この計画がつけられたときには、そういうスタートダッシュで私も大変結構だったと思います。そういうものが今まちづくり会社の話もありましたが、現状、時期的に動いてきて、そういうものが見えてきた中で進められていくようなものも当然必要なわけで、私も

こういうものが必要だという意義は十分理解している上で、ただやはり、こういうものをつくった上で、やはりその利用率というか、その利用というものが十分見込める状態でなければ、やはり今あるものを広げて解釈して、もっと例えばそういうものが必要だという状態が見えるのであれば、当然それはいたし方ないというふうには思います。

その上で、このプロポーザルの今後にも関わってくる部分ですが、このチャレンジショップというものの運営については、運営者、やられる方は公募ということがありました。その複合商業施設の建物全体の責任というか管理については、誰がやる形になるのか、わかっている範囲でお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） 建物全体の管理ですけれども、基本的には複合商業施設でいけば大手のドラックストアを想定していますが、そこは開発事業者さんと所有もしますし管理もしていくということです。ほかの建物に関しては、当然、図書館やバスターミナルといった公共部分は公共施設として管理をしていきます。その他のアンテナショップやスーパーですけれども、基本的には町が当初は所有したいという意向は伝えていたと思うのですが、補助金の関係上、なかなかそれが難しいという状況です。開発事業者さんが所有した形になると思いますが、運営に対する責任、管理は町が行っていくことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 商業施設の部分については、全体的にはデベロッパー、開発事業者が行うという構想だということで、開発責任者が開発事業者という場合、この複合商業施設を中心とする施設の整備から管理運営まで含めた全体の中で、この開発事業者、デベロッパーと言われている方自体の利益とは何なのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（加藤端陽君） 開発事業者の利益でありますけれども、当然、最初に建物を建てるということでもかなりの出費がございます。そこに対して国費などは

幾分補填がされますが、残りの部分は当然家賃で回収していかなければならないというふうになるかと思えます。開発事業者さんが直接大手事業者を探してきて、そこから家賃をもらうということになると思えますし、町が買い取れない部分、補助の関係上買い取れない部分も、ここは町が家賃を払っていくという、その床に対しては町が家賃を払っていくということになるかと思えます。

ついでにですが、図書館に関しては町が所有するという事で考えておりますので、いわゆるその他の部分の家賃収入でデベロッパーが運営のための利益を上げていくという形になるかと思えます。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] なかなか話が見えにくい部分なのかなと思えます。私が質問する部分については、ここで答えを出すべきものではないかなと思えますし、やる、やらないという部分もここで決定されるものでもないのかなと思えます。ただ人の配置含めて、今いろんなところで、そこを担う人が大変不足しているという状態もあります。役割が似たようなものは一つにまとめてやってもらうということも十分協議すべき内容ではないかなと。はっきり今私も言いましたように、やられる方とか、そこですごくやりたいという方がはっきり列をなして待っている状態が見えれば、当然そういう不安はないのですが、やはり出来上がってからとか、提案されてからという部分になると、すごく不安という部分がぬぐえない状態になります。今利益という部分もお聞きしたのは、当然このアンテナショップの部分が空きになれば、当然これから開発される方の管理する方の負担が増えるわけで、その部分、今話がありましたように、町が責任をもって、例えばこういうものを用意してくださいということで始まったんですということになれば、当然その責任も町のほうに来るべきものかなというふうに、補助金とかいろんな仕組みの関係のことは今ここで協議すべきではありませんが、そういう部分を懸念している部分でありますので、十分今後の計画の中にその部分を考慮していただきたいというふうに思えます。

それでは、次の質問に移りたいと思えます。

プロポーザルに向けた留意点についてであります。コミュニティゾーンの中央に位置する民地の取得は令和3年度を想定されています。今年度を予定しているプロポー

ザルに影響は考えられないのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） プロポーザルに向けた留意点の中の民地の関係ですけれども、民地取得の成否による事業への影響についてでありますけれども、取得できなかった場合は、当然、建物の配置、形状、駐車場の台数など、少なからず影響が出ますけれども、仮にそうなった場合は、そういう状況の中で、どういう設計をしていくかというのは、これは開発業者の提案力を期待したいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] ここもちょっと不安なんです。影響は考えられるということであります。民地の取得については、令和3年度というふうに懇談会でもうたわれていましたが、最終的な意思確認といいますか仮契約というのか、その部分については、いつごろまでと考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 3軒の方の関係だというふうに認識しておりますけれども、これは今ここで議会が開催されておりますけれども、この後、全員協議会、それから複合庁舎建設等調査特別委員会の開催が予定されています。そこでお話をする予定でございましたけれども、3軒のうち2軒は、ほぼ売却に合意の方向にもう向かっているということですので、そんなに長くはならないのかなと思いますけれども、先ほど出ていた補助事業を組み入れるためには、総合振興局だとか、あるいは道庁、国とのやり取りが今度出てまいりますので、それでいけば計画をこちらでつくって、その計画で押していけるかどうかという、そういう振興局等々との協議でいけば、来年の7月ぐらいがその辺から始まるような形に、内々にはやっぱりやり取りはありますけれども、申請書を出すような形になると、そこら辺というふうに聞いておりますので、そこまでにはどんなに遅くても決着をしていくことになるかというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] プロポーザルという大事なものがありますので、その中では恐らくそこがすべてという条件で提案されるのではないかなというふうに思うのですが、やはりその辺も気持ちだけでどうにもならない部分はありますけれども、

ぜひ全力で進めていただきたいと思います。

次、地域公共交通から巡回ワゴンの試験運行など、現在町では交通に関しては現在進行形で模索中の状態もあります。プロポーザルの中で交通拠点の部分についての整備にはどのように生かされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 続きまして、交通拠点の整備の関係です。これは皆さんもご承知のとおり、今为国アドバイザーも同席をいたしまして担当間で話し合いをもちながら調整を図っているところであります。バスターミナルの外の部分の整備に関しましては、安全なバスの出入りなどにつきまして、北見バスと協議をしながら設計することを確認しているところであります。

また、バスの乗降口の箇所、あるいは待機所の設置などについても、担当間で連携して決めていくこととしているところです。特に待合所については、適度なスペースとバスの到着が分かる構造にすることなどが話し合われておりまして、待合所を多目的空間として利用することなどについては特に意見は出ていませんけれども、施設全体の中でのあり方を今後とも検討することとしているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 拠点の交通ですから、今後のまちづくりの起点のかなめになりますので、重要な考えでありますので、十分考慮していただきたいと思います。

図書館建設検討委員会の取りまとめた意見書は、どのようにプロポーザルに生かす考えなのか、具体的な提案などはあったのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 次に、図書館建設検討委員会の意見の生かし方でありまして、まず、意見書をもとに基本構想がつくられることとなります。その基本構想は、プロポーザルの仕様書の中で、図書館建設に関して町の基本的な考え方を示した資料として位置づけ、提案者に配付するという考えであります。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）　〔登壇〕　検討委員さんの思いの詰まった意見書がございましたので、その部分を構想の中に生かしていただき、ぜひその構想が出来上がった段階では、まず公にされる前にでも検討委員の皆さまにそういうものを提示していただき、進めていただきたいと思います。

それでは次です。コミュニティゾーンは住民が多く利用する施設や機能であり、住民の満足度にも影響が大きい部分です。整備に向けて検討している国からの補助金などには条件があります。プロポーザル方式というものは出される提案の中で判断するというふうになるかと思いますが、プロポーザルに際しまして、町からの必須条件について町長はどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　プロポーザルに対する町からの必須条件ということでありまして、これはまだ町のほうでは具体的な仕様の検討作業に入っておりません。ただ今言えるのは、開発業者からの提案の自由度を妨げることはしたくないと考えておりまして、そういうことのないよう条件を整理していきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君）　6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君）　〔登壇〕　決まりとしては、そういう部分は十分わかる部分なのですが、やはり私も一般質問をしている部分もありますので、町長として、そういう部分、町の今後について、この大事な部分について必須に思う部分をぜひお聞きしたいと思うのですが、そういう部分についてお考えはないのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　必須ということ言えば、それは、そもそもこの計画を立てた意義というか目的というのがあります。それは人口減少が進んでいく中で、やはりここで賑わいだとか、それからコンパクト化をしていくということが、当然、今時代の中で求められていると思いますし、住民からの要望もご承知のとおり買い物環境の整備だとか、あるいは交通網の整備だとか、そういったことが一番、二番。そして医療関係の確保ということも出てきているわけですが、そういったものを解決していくための施設の一翼を担ってほしいということが必須条件ということというよりも

基本になっていますので、それをもとにして、どのような提案がされてくるかということが注目をしていると言いますか、そういう開発業者からの手前どもとしては、こういうふうに考えますということから選定していこうということですけど、その前に先ほども出ていました図書館の関係だとか、交通拠点の関係だとか、それからアンテナショップのことなどさまざまありますので、それが例えば一つの建物として提案されてくるのか、ばらばらで提案されてくるのかもわからないですけれども、補助金なら補助金はこういうものも今活用できるだろうと想定される部分もありますので、それらを活用して提案してくる場合は、こっちも用意をしておかなくちゃいけませんし、それから、そういうものは全く抜きで提案されてくるのかはわかりませんが、必須条件というところでは、住民の満足度というところを高めていくためのゾーニングの中の施設というふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] これから今プロポーザルの仕様書というものがつくられるのではないかなと思います。

今、町が想定している国費と言われている事業費の部分について、その部分について自由度もあるというふうに町長はおっしゃいましたが、この町が3本ほど検討している補助の部分について、提案者、プロポーザルに向けて町としてはどのようにその部分は提示するのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今の段階でちょっと私のほうから詳しく言うことはできませんけれども、そういうまちづくり懇談会でもお話しをしましたとおり、想定される補助金が幾つかあります。それをどのように活用していくのかということは、当然これは開発業者の方も承知の話だと思います。別に津別だけが初めてのケースということではなくて、そういう中で、どれをどんなふうに使っていくかということは開発業者のほうで自由選択をしながらやってくるものだと思いますけれども、仮にこの補助金を使いたいというふうになった場合、それは今度こちらのほうとして、先ほど言いましたとおり振興局等々との協議を何回も詰めていかななくちゃなりませんので、それは準備だけはしておこうというふうを考えて、今進めているということです。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] それでは四つ目の項目です。

プロポーザルを受け、その後どのように開発事業者を選定する考えであるのか、また公募が少ないなど、また中身の内容についても不安が出た場合、その不測の事態についての想定はされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 開発業者の決定、選定方法と申しますか、あと不測の事態についてでありますけれども、まず町でも、これまで公営住宅だとか、あるいは今回の複合庁舎だとか、これまでに実施しましたプロポーザル方式と同じように選定審査委員会を設置いたしまして、ここで定めた採点基準によりまして決定するというようになります。委員会の構成については、現段階では決まっておられません。

仮に不測の事態として応募事業者が全くいなかったとか、少なかったというようなことが考えられますけれども、全くなかったという場合、これは実施条件の見直し、あるいは開発業者によらない整備の手法、こういったことも検討することになっていくというふうに思います。いずれにしても町民が求める買い物環境の改善など、目指すべき姿を大きく変えるということにはならないだろうと思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 今提案を受ける前ですので、やはりこれがどうということはないのですが、やはりそういうことも行政としては頭に入れておかなければいけない部分なのかなと思います。

これも提案されてみてという話になるのかもしれませんが、私も懇談会等と一緒にお聞きしたりした中で、今町が委託しているコンサルがプロポーザルに向け動いているというような発言も聞こえてきます。この仕様書はこれからですが、今の国費についても、十分町と検討されている委託業者、コンサルなのかなと思いますので、整備に向けて当然財政的な負担というか、お金の負担というのは重要なものですので、国費を当てにするというものは、結果いいものができれば当然それに当たる国費が当てにできるというのは十分考えられることなのですが、今町が提示しているものが、それを意識するあまりに応募件数以上に私は応募数が多い、少ないという以上に、偏っ

た提案が幾つかされたとしてもなされるのではないかなという不安を感じている部分です。多様な選択肢がそのプロポーザルの中で選べればいいのですが、やはり国費は随分何にでも当てにできるというような国費が出ていました。そういう部分は一くくりにしなきゃいけないというような、結果的にそういう条件も見えてくるのですが、その部分について、私はそういうふうに不安に思っているのですが、その部分について町長はどういうお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 開発業者のほうには、こうしてほしいとか、ああしてほしいということであまり決めていきますと、むしろ議員がおっしゃられたような、その範囲でしかできないのかということになってしまって、選択の提案の幅が極めて狭まってくると思います。そうではなくて、確かに説明も懇談会でもしておりましたとおり、考えられる補助制度というのは現にありますので、それを活用する場合は、それなりのまた準備もこちらも備えておかなくちゃなりませんので、それはそれでしていくということです。そして提案によっては、先ほども申しあげましたとおり、一切補助金を使わない別な提案というのも出てくる可能性もないとは言い切れませんので、問題は、この町が今必要としているコンパクト化だとか、さまざまな人口減少による変化をさせていかななくてはならない、そういった基本構想の中で、どうそれを受け止めて提案がされてくるかということになりますので、今の段階で、これに基づいて進めてほしい、あれに基づいてということではなくて、補助制度ありきということではなくて、そういう自由度をもった提案を期待していきたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] ここからが私が一番今回話をしたかった部分があるのですが、コミュニティゾーンは、町長は十分ご存知のとおり住民の関りが非常に多い部分です。賑わいを生み出すというかなりの難問を抱えている部分でもあります。その部分で、プロポーザルの提案を住民に向けて行ったり、また住民の例えば投票とか、住民の意見をその選定に反映するようなプロポーザルの選定の仕方をぜひ検討いただきたいと。私、今町長の答弁書を今朝いただいて読ませていただいたのですが、この中で、これまでに実施したプロポーザル方式と同様という言葉があります。

ぜひ私は、その部分を同様ということではなく、やはり大きな課題を抱えるこれから一番大事なコミュニティゾーンの中に、やはり賑わいをつくる足掛かりをつくっていただきたいと思うのですが、町長はどのようにお考えでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 基本的にはこの計画は、これに承認されたこの計画に基づいて進めていくということですので、その中で今度選定委員が当然住民投票で全部やるという方法ももちろんないことはないと思いますけれども、そこにはやはり基本的には専門性というのも十分必要になってきますので、庁舎のときもそうですし、それを建築分野、あるいはエネルギー分野等々に長けた方を道の研究機関から入っていただいて、そして設計図を見たりいろいろして検討を進めたりしているわけです。その部分はやはり絶対必要な部分だと思います。

そういった中と、それからそういう専門性、一般的なものの見方、考え方というものも当然あると思いますけれども、そのこのところをこれからどんなふうに変定基準の中でもっていかということ、今後、同様でいきたいというふうに同じように考えておりますけれども、今、議員がおっしゃったようなことが必要かどうかも含めて検討はさせていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、渡邊直樹君。

○6番（渡邊直樹君） [登壇] 本当に専門の方が最終的な決定は下すべき、行政も含めて議会も含めて、そういうものの関わりの中で選ぶべきというのはあるのですが、やはりこのまちなか再生に向けた住民の関りを十分つくっていただきたい。住民を巻き込む仕掛けづくりという言い方は正しいかどうかわかりませんが、やはりつくられたもの、決まったものからスタートではなくて、やはりこういうものが提示されていますとか、やはりこういう状態で動いていますというものを先に町の方に提示して、私も選定の中に十分投票がすべてその中で生かされるというのではなくて、例えば、まちづくり会社のマネージャーを決めたときもそうだったと思うのですが、やはり住民の前でそういうものを提案していただいて、やはり、そういう意見を参考にしながら、きちっと知識をもった方が、その意見も参考にしながら選ぶ判断材料として

ぜひ住民のそういう意見、希望というものもその中に加えていただきたいと。

懇談会の説明の中でも、今後、開発事業者には住民説明の義務というものを釘づけています。これは逆に言えば、決まった状態から私はこういう形で決まって進めていきますというスタートだと思うのですが、ぜひ開発事業者を選定する前に幾つか、いろんなプロポーザルですから、できないことはあると思うのですが、会社の名前を公表しないにしても、こういう提案が今来ていますという状態からでもよろしいので、ぜひそういう部分進めていただきたいと。

令和2年度は、施設の概要の検討期間で、さらに中身を深めるというふうにあります。やはりそういう期間の前に町の人たちをそういう枠組みの中に組み込む形の意見聴取をぜひしていただきたいと思います。

まちなか再生事業全体の中でも、コミュニティゾーンの整備の計画は住民にとって大変重要な施設や機能でございます。住民の関心と呼び、関わってもらい足を運んでいただくような、そんな中心部となるような考えや努力をぜひしていただきたいと思われ終わりますが、町長からご意見があればお聞きしたいと思われ。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） プロポーザルも例えば公開にするだとかということも含めて、一度こちらのほうでも検討していきたいと思われ。

以前、何回も津別のほうでも先ほど言いましたとおり、公営住宅も1回だけではなくて幾つかまちなか団地だとか、西町団地だとかさまざまつくってきていますし、それから庁舎の関係もあります。本来的には業者としては、公のところで発表することによって事実なり、さまざまなアイデアがとられていくというようなことも非常に警戒しているということも聞いたこともあります。そんなこともないことはないというふうに思われけれども、さまざまな観点から考えて、議員がおっしゃいましたとおり、やっぱり町民の方に使ってもらうための施設でありますので、そこの意見をどういうふうな形で組み入れていくと一番いいかということは、これから進めるにあたって考えさせていただきたいと思われ。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前 11 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、5 番、高橋剛君。

○5 番（高橋 剛君）〔登壇〕 議長より発言のお許しをいただきましたので、先に通告をさせていただきました質問を始めさせていただきます。

去る 10 月 26 日、27 日の両日、情報伝達訓練並びに避難訓練の両方に 7 自治会、情報伝達訓練のみに 8 自治会の参加をいただきまして防災訓練が実施されました。その後の意見交換の中では、実際にやってみると非常にさまざまな問題が生じておりまして、それによって、現場では非常に大きな混乱が生じていたのかなと思います。

そこで一つ目の質問になります。避難訓練におきまして、実施の方法をめぐる現場に混乱が生じておりました。もっと先進事例を参考にすべきではないかと私は考えます。津別町は残念ながら避難訓練、防災訓練に関しては先進地というわけではなく、ほかの自治体等々でたくさん先進事例もございますけども、そういったところをもっと参考にすべきで、パッケージごと持ってきてよかったのかなという気もします。

いずれにしても、今回のこの避難訓練は目標をどこに置いていたのかということをもっとまずお答えいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 高橋君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○町長（佐藤多一君） それでは、訓練の目標についてお話を申し上げたいと思います。10 月 26 日に実施しました防災訓練の目標につきましては、行政側については、災害対策本部の立ち上げまでの流れの確認でありまして、本部の役割分担の確認と自治会への情報伝達についての手順を確認するというものでありました。これを受けて各自治会においては、自治会内での情報の伝え方の確認を目標として行われたというふうに認識しております。

○議長（鹿中順一君） 5 番、高橋剛君。

○5 番（高橋 剛君）〔登壇〕 今ご答弁いただきましたけれども、まず行政側の目標というのは災害対策本部の立ち上げ、情報伝達の確認ということなのですが、こ

ちらのほうは、役場庁舎内部のほうではうまくいったと、行政側の仕事としてはうまくいったという認識でよろしいのか確認をさせていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） こういう複数の自治会を含めて訓練を行ったというのは初めてのケースでして、個別自治会とのやり取りというのはこれまでも何度かあるのですが、この部分については初めての取り組みでありますので、いわゆるコンテをつくって、そしてそれに基づいて何時何分にはこういう連絡を入れる、こういうところにはこういう連絡をします、それから管理職は何時にここに来る、僕は何時に登庁するだとか、そういうすべての根拠の手順がつくられておまして、それに基づいてきちっといったかどうかということが、そういうところでいけば順番どおりにきちっといったわけですが、やはり実際に人が動いてみると、さまざまな問題もやはり出てきたということでありまして。それは次のまたご質問の中でもあるかというふうに思いますけれども、今回は、そういう複数の自治会をとおして実際に行動するということで、そして情報がうまく伝わるかどうか、そして役場は、今回は管理職を対象としてやっておりましたので、それについては計画されたとおりに進んだというふうに認識しております。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋 剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] もう一つ確認をさせていただければと思いますが、今度は自治会のほうのお話なのですが、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、自治会で実際にやってみると、後で別な質問でもさせていただきますけど、非常に情報伝達に時間がかかる自治会があったりとか、確か一つの自治会では情報伝達訓練も難しく結局はできませんでしたという自治会もあったかと思います。人を配置するだけでも非常に難しく、情報伝達訓練でも場所によっては時間がかかって、さらに避難訓練となると、例えば足腰がちょっと具合が悪くてというような方は、今日は訓練なんですということで今日はいいですよという形にさせていただくとか、そういったようなことで非常にさまざまな問題が出てまいりました。

先ほど答弁でございましたが、自治会内での情報の伝え方の確認ということで、ここで今回問題が今言ったとおりに出てきたと思うのですが、これの解決の仕方と

というのは各自治会の問題点を洗い出して、各自治会が解決するという方向性でいいのかどうか確認をさせていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 問題点を洗い出すために訓練をしたわけですし、そういう問題が出てきたということですから、それは自治会として何をしなくちゃいけないのかというのは自治会の中でも気付いた点があると思います。我々もそういう中で、どう関わって、どういうふうな連携をとっていったらいいのかというのが、それが今回の訓練の中で少し見えてきたということですので、それを繰り返していくことというふうに思います。2回目やって、3回目やって改善されていくというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] それでは今目標というお話でしたけれども、後で今後の目標というのもお伺いする予定でおりますので、次に、2番目の質問に移らせていただければと思います。訓練当日の広報車の使い方についてであります。広報車の使い方、こちらは改善すべきではないかと私は考えております。

広報車に関しては、意見交換会の中でもさまざまな声が出ておりましたけれども、広報車が走っていること自体知らなかった、走っていたけれども何を言っているのかが分からなかった。肌感覚ですけれども、そういったご意見は全体の半数以上、過半数の方はそういった意見をお持ちだったのかなという気がいたしました。私自身も正直何を言っているのか内容までは聞き取ることができませんでした。ただ、これは去年の停電の際にも指摘が出ていたのではないかなと思います。これは今回始めて出てきた問題ではないと認識しております。いざという時の広報車というのは、住民に危険を知らせるまず第一歩なのではないかなと考えますので、役割も重要であろうと考えますが、改善をする場合には、いつまでにどのような改善をなされるのかお答えをいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 広報車の使い方の改善についてでありますけれども、これはこの問題に限らず11月4日に防災訓練に参加していただきました自治会との意見交換

会が開催されたところです。この場におきましてさまざまなご意見、あるいは反省点が出されたところでありますけれども、その一つに広報車に関するものがございました。広報車による声の聞き取りづらさというのは、これは津別町に限ったことではありませんで、他町からも同様の話があるということで町村長にも伺っているところでもあります。津別町としては、次回からの広報車の運用につきましては、音量や広報するエリアに応じた走行速度を設定いたしまして、広報車業務担当者にしっかり引き継ぎ、同じ条件で広報ができるよう進めていきたいと考えております。

また、放送する原稿内容についてもわかりやすいものにしていきたいと思っております。いつやるのかについては、次の訓練の時ということになります。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 今回、この質問をさせていただくにあって、また近隣自治体はどうなっているのかなということでお話をお伺いさせていただきました。その中でも今ご答弁にもございましたが、やはり美幌町さんでも大空町さんでも住民から同じような意見が出ていると。広報車は非常に聞き取りづらいということで意見があるというお話でございました。その改善方法につきましては、美幌町さんは登録メールの活用ということをお話されておりました。登録メールは事前にメールアドレスを登録していただいて、そのメールに対して情報を伝達するというもので、これを活用しようということでございました。大空町さんに関しましては、一番重要なのは、本当に災害が起きたときであろうと。大空町さんは、実際にエリアメール、こちらのほうを使った実績があるので、メールに関しての情報伝達は、ある程度自信を持っていらっしゃる、そんなような担当者のお話でございました。津別町においても、もちろん広報車はすごく必要だと思います。なぜなら、携帯電話を持たれていない方もいらっしゃいますし、インターネットをやってらっしゃらないという方もいらっしゃいます。そういう方で広報車というのは何か危険が迫っているとき、重要な町からの知らせがある時に非常に一つの有効な方法になるのではないかなと考えるからであります。そこで一つお伺いしたいのですけれども、津別町でも登録メールの活用ですとか、エリアメールは本当にいざという時かなと思うのですが、そういったメールの活用は考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） メールはもう既に皆さんにもいろんなところでお話ししているとおり、ささえネットを使って登録してくださいということで進めています。ただまだ十分とは言えません。400弱ぐらいだというふうに思っていますけども、例えばふれあい広場だとか、いろんなときにスマートフォンをお持ちの方はぜひこの場でQRコードを使って登録していただくということでさまざまな展開をしていますので、地味な取り組みになりますけれども、これは毎回、毎回庁議でもどれぐらい1月に増えているのかというのは点検しておりますので、皆さんもぜひそういうものに登録するよということでお話をいただければと、簡単にできますので、やっていただければ大変ありがたいなと思います。

そういうことでインターネットを使った周知の方法というのは当然拡大していこうと思いますけれども、持っていない方というのはつかめません、正直言います。持っている方はそういう対応はできるのですけれども、持っていない方に対する対応ということで、やはり広報車というのは、それなりの意味を持っているというふうに思いますので、それはなるべく聞こえやすいような形で先ほど言いましたように検討してみたいと思っています。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] これに関しましてはささえネットの活用ということですので私自身もいろんなところで宣伝をさせていただければと思いますので、引き続き広報の拡大をよろしく願いたいと思います。

それでは三つ目の質問に移らせていただきます。

普段、自治会との付き合いがない、自治会に入っていないなど、周知が難しい住人の方もいらっしゃいます。いざという時、自治会、行政どちらがどのような対処をするのか教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） いざというときの自治会と行政の対応ということだと思えます。災害時には、まず自分の命は自分で守るというのが鉄則であります。支援を必要とする方が自治会に入っていない場合は、行政が対応することになると考えておりま

すけれども、そうした場合は、この方が自治会に入っている、入っていないというのは自治会しか知り得ない情報でありますので、そういう連携をとりながら行政と連携をとって対応したいと考えております。

それから、支援を必要としない自治会の未加入者ですけれども、この方たちについては公共放送や、あるいは町のホームページ等で情報を得るということになりますので、適切な情報発信を行えるよう、今後とも努めてまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 実は、これは大変難しい問題ではないかなと私自身考えております。私もいろいろ考えましたけれども、なかなか良いアイディアは、実はこれがベストだろうという答えというのはなかなか出てこなくて、災害の時には自助、共助、公助とございますけれども、これはいずれも一長一短あります。動きが見えない住人に対して、普段から付き合いがないのであるから、そこは全部自己責任でというのも冷たいようですが一つの考え方だと思います。ですけれども、周り、普通に住んでいる住人の方からすれば、いるのがわかっているのに何も手を差し伸べないというのは、やはり人情としてそれはどうなんだろうということもあると思います。あと例えば地震などの大規模災害が起こった場合に、津別町は非常に広いですから、そういう方たちが非常に離れたりとか数が多かったりとかした場合には、役場職員がいろんな現場に配置をされる中で、その方たちを全部声がけをするというのは非常に時間がかかったりとか、問題が出てくるのではないかなと考えます。これも美幌町さんでは、まだそこまでの設定はしていないということで担当者のほうからお答えはいただけませんでしたけれども、大空町さんのほうではそういう方が実際にいらっしゃるということでお話をお伺いいたしました。どうなんだろうということでお話をお伺いしたのですが、大空町さんの場合は、準備が一番大事なのではないかと。準備というのは、普段、自治会と行政とがそういう方たちの例えば支援を必要とする人たちの情報のようなものを共有すると。あと協定書を結んだ自治会に関して要介護支援者のリストを渡しておく等々のことをやっている。自治会に入っていなかったりとか、誰が行っても出て来てくれなかったりという住人の方たちのご近所では、見守りを取りあえずやっていただくと。いざという時には、お声がけまで近所の方たちにし

ていただくと。それで、その後に避難所等で行政のほうがお近所の方から情報を集めて、あの人がいないですとか、まだ家にいるようだ、まだ逃げていないよという情報を受けて役場のほうが最終的に対応をするという形をとるといふことでお話を伺ったところであります。

先ほど町長のほうからご答弁をいただきまして、津別町の対応も似た感じなのかなと思ったのですが、やはりここで肝になるのは自治会と情報の連携ということが重要なのかなと考えますし、自治会だけじゃなくて社協ですとかさまざまな団体との連携も重要になるのではないかなと考えます。町長は、この連携に関して、災害避難の要救助の観点から、連携というものに関してどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） やはりたくさん意見交換をして認識を一緒にしておくということが重要だと思います。そして言葉だけでやり取りをしても伝わるところは伝わるかもしれませんが、そうでない部分も当然あると思いますので、そこで今回、訓練を行ったわけです。これを積み重ねて、そして自治会の方たち、中心となる人たちが話し合いを設けて改善をしながら進めていくということになると思います。私も住んでいるところの豊永3ですけれども、中学校まで誘導、会長含めてしてくるのを見ましたけれども、自治会でベストを買われていまして、避難訓練とかというのを入れたり、違うやつを入れたりするのをホームックみたいなところで買って用意して、こういった時に使おうということで、それを今回使ったんだということでお話しされて、それはちょっと知らなかったものですから、いいですねということでお話をさせていただきました。自治会は自治会独自でいろんなことを想定し考えられていると思いますけれども、町として要支援リストだとか、なかなか1回はお渡ししているのですが、アップデートしたものをお渡しするのにちょっと時間がかかっていたけれども、今回またお渡しすることができていますので、そしてそれを見ながら、またそれぞれの自治会で、これはもっと新しい人が増えているだとか、この方はもう大丈夫じゃないかだとか、そういったことを考えていただいて自治会は自治会として対応できることをぜひお願いしたいなと思います。いずれにしても3.11だとか、大きなああいったものが来るということになれば、当然みずからの命はみずから守る

ということになりますし、ここは海沿いではありませんけれども、「津波てんでこ」という言葉が沿岸ではよく使われておりますけれども、てんでこというのは、てんでんに、めいめいにということですから、そういう事態に陥ったらめいめいに自分の命はそれぞれに守るようにと。そしてその家族としていた、例えばおじいちゃんがいったりおばあちゃんがいるからということで帰らないようにと。そのまま逃げることということで、そんなことが昔から伝わっているそうですけれども、やはり基本的には自分の命は自分で守るということをやっぴりいつも一人一人が肝に銘じておくと。そして必要な災害の用品、これも行政で用意する部分もありますけれども、個人で用意されるものは個人で用意をされて、使わないのに越したことはありませんけれども、いざという時に対応ができるようにしていく方向で進めていけたらなと思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）〔登壇〕 基本的には、私も1番はやはり自助だと思いますけれども、やはり住民の方の中には今回もそうですけども、どうしても足腰が悪かったりとか、自分で動くことが難しい住民の方もいらっしゃるしまして、じゃあ避難訓練だと言っても車に乗せるのかとか、それで訓練になるのかとかいろんな議論がございまして、難しい問題もございまして、自治会によっても事情も違うと思いますので、今後も引き続きいろんな問題、洗い出しと、それと訓練の継続をやっていければいいかなと考えております。

それでは、4番目の質問に移らせていただきます。今後も避難訓練を実施すると、前回の佐藤議員の質問に対しましてお話しをされていたかと思えます。災害予防計画の防災訓練計画というのに基づいてということだと思いますけれども、こちらのほうはどのような目標を持たれて町としてやっていくのかお答えいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 避難訓練の目標ですけれども、訓練の目標というのはそれぞれの訓練によってさまざまあると思います。例えば今回実施いたしました伝達訓練だとか、それから避難行動訓練、あるいは避難所運営訓練だとか、総合訓練だとか、いろんな訓練の内容があるかと思えますけれども、今後は、それによってすべて目標、目的が変わってまいりますので、さまざまな訓練の方法、条件、規模こういったもの

を変えながら防災訓練の充実を今後とも進めていきたいと思ひます。今後ともと言ひますか、ようやく取り掛かつたという状況ですので、それは充実させて発展させていきたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）〔登壇〕 先ほども申しましたけれども、災害予防計画の防災訓練計画、こちらの45ページなのですがこちらを見させていただくと、訓練の種別ということで1、町の災害対応能力の強化を図る訓練ということで1の災害対策本部設置運営訓練から10番、その他の災害に関する訓練まで10項目ございまして、2番、地域住民の防災知識、意識の向上を図る訓練というのが1番の身の安全を確保する訓練から、7番の避難場所開設運営訓練ということで非常にこれは種類が多いわけでございます。今のご答弁にもございましたけれども、当然、これは町がやるほうが10個で、住民の防災知識、意識の向上を図るのが7ということなので、それぞれだとは思ひのですが、当然これは一遍に全部はできないと思ひますけれども、例えば計画に出ているわけですから、とりあえず順次やっていくのかなという印象はもつたのですが、どのようなスケジュールというか、一遍に全部はできないと思ひますので幾つかに分けてやる、そういう形ということで考えておいてよいのかどうか確認させていただきたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（丸尾達也君） 訓練のスケジュールですが、今回の防災訓練につきましても、このメニューからこういうことをやりたいんですというお話をした上で決めていって、情報伝達というところに落ち着いたものですから、今後は一緒にできるものについては統合、同時にやったりとか進めていくということで考えている次第です。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君）〔登壇〕 これに関しては、目標に関しては今後中を詰めていただいて、もし可能であれば一つの訓練で、目標となる数字、例えば情報伝達であったら全部の自治会に何分以内に住民に行き渡るといいよねとか、その確認が役場に全部行きましたよというのが例えば30分とか1時間以内とか、そういうような数字

の目標があってもいいのではないかなと思いますので、今後ご検討いただければと思います。

それでは最後5番目の質問に移ります。これは今4番でも少し触れたのですが、避難先での住民への講習ですとか、役場職員による物資の供給訓練なども一緒に実施してみてもどうかということがございます。それは先ほど統合ということで補佐のほうからお答えいただいたところもあるのですが、これは一つの提案ということで、繰り返しになりますけれども、そういう講習ですとか物資供給訓練なども一緒にしてみてもどうかという提案でございます。

私自身、非常に不勉強で申し訳ないのですが、例えば私は共和第3なんですけれども、避難所、拠点避難所が津別高校になるのですが、津別高校で例えば段ボールベットとか、私自身見たこともないですし、触ったことも組み立てたこともない、いざとなったらそれで役に立つのだろうかとなると、教えることも当然できませんし非常に不安だなというのがございます。ですから例えば組み立て方ですとかを一緒にやってみてもどうかというのが住民側からの提案です。

それと防災倉庫がこの度新しくなりましたので、防災倉庫から実際に物資を供給する訓練も一緒にやって時間を計ってみる等々も一緒にできるのではないかなと。それとこれに関しましては、ずっと以前に私自身も防災に関する一般質問で、例えば大雨が降ったりとかして本岐とかそのぐらいで例えば水没、水が出て車が通れない状態になった時には、例えば、その向こうの相生ですとか大昭地区の方たちに物資を届けるのは裏を回るしかないのかなと、でも冬通れるのかなと。いろんなことを考えてしまいますので、そういうのも一緒に訓練をしてみてもどうかというところがございますけれども、町長のお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 職員の訓練の関係ですけれども、訓練の方法、それから内容につきましては、工夫し充実させていく考えでありまして、まず個別の訓練メニューを増やしまして経験を重ねていくということが重要であると考えております。そのためには、先進自治体の防災訓練の見学、今年も2カ所行いましたけれども、さらには気象台、それから開発建設部、それから自衛隊、こういった関係機関、ここから防災

に関する専門的知識をもつ方に来ていただきながら、またさまざまな訓練を積み重ねていきたいと考えております。今、議員のお話しされた例として幾つか出ておりましたけれども、そういったことも含めて次は何をしていくかと、この1年の中でどれとどれをやっていくかというようなことで、計画をつくっていききたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、高橋剛君。

○5番（高橋 剛君） [登壇] 今、ご答弁にもございましたけれども、実はこれに関しましては大空町さんが非常に進んでやっておられまして、大空町さんの場合は自衛隊、それと非常に重要視されているのが気象台、それと警察、各種団体と組みまして大規模な防災訓練をやっていると。ただ、もともとの女満別と東藻琴というようなことで確か平年ということでお伺いをしているかと思っておりますけれども、そういったことで非常に大規模にやられている。それと気象台を重要視しているというのは、この辺の気象関係で起こり得るようなさまざまなことを想定して、本当に起こり得るような災害を想定して、その中でも最悪だったらどうなるかというデータを気象台のほうから出してもらって、それをもとにして訓練をしているということでございました。先ほどもご答弁にございましたけれども、協力も得ながら実施したいということでいただきましたけれども、ぜひこれは進めていただければと思います。

今回は、防災に関して質問をさせていただきましたけれども、災害が起こった時に一番重要なことは、地域の住民の命を守るということだと思います。その守るための訓練ですので、訓練自体も滞りなくと言いますか、本当に実践に即していい訓練を続けていっていただければと思いますけれども、最後に町長に一言いただいて質問を終わらせていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 津別のほうでは、まだ十分ではないのはさまざまな部分あるのですけれども、そういう関係機関、気象台等とも、それから開発建設部とか自衛隊、警察も含めて年に何度か首長の会議もあります。そういう中で、タイムラインとか河川の氾濫に備えた、ここまで来た、ここまで来た、その見直しの改修工事も行われていますので、そのラインも少し上がっています。ここまで大丈夫という状況になってきたりとかあるのですけれども、いざという時に、やはりそういう人間関係がしっか

りつながっていて、そして助けてほしいという時にすぐ来てもらえるようなそういう関係もつくっていきましょうということたびたびそういうことも話し合われておりますし、担当のところでもそれらの会議がもたれておりますので、そういったことを十分活用していきたいと思っています。

それから、やはり実際に災害、どういったものがというものをいろいろ想定しながら訓練もするわけですけれども、多分、実際に来る災害というのは千差万別だと思います。マニュアルどおりに事が進まないということも往々にして考えられます。そういったことを考えると、できるだけ行政としては正確な情報を収集して適切な伝え方をしていかなければならないというふうに考えておりますけれども、やはり基本的には住民一人一人が自分の命は自分でしっかり守るというところは、きちっと認識しておくということが一番大事だと思います。そここのところがないと、なかなか動けないというか、命を失う確率が高くなってきますので、そういうことも日頃からお伝えしていくということも行政の大事な仕事ではないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 次に、9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告のとおり一般質問を行います。

最初に、職員の定員管理計画についてお聞きしたいと思います。津別町定員管理計画につきましては、平成28年6月定例会での私の一般質問に対して、見直しを検討したいが、幾つかの課題があるとの答弁がありました。その後、見直しの作業が進んでいると思われませんが、進捗状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 佐藤君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、定員管理計画の見直しについてのご質問であります。平成28年6月議会での佐藤議員の一般質問の際には、現在の定員管理計画のままだと、行政運営に支障がないかという趣旨で、大変親心のあるご質問であったと理解させていただいているところでございます。

その際に、それまで順調に定員管理計画に基づく削減を進めてきましたけれども、

退職者の再任用制度やアウトソーシングによる職員の配置転換、さらには若年職員の増加に伴う組織的問題等を含めまして、検討を重ねている旨の説明をさせていただいたところであります。

総務文教常任委員会等におきましても一部説明してきたところではありますけれども、来年度から会計年度任用職員制度や再任用職員制度の本格的運用を行うこと、さらに本年度から機構もグループ制から係制に戻したこと、地方公務員の退職年齢延長について進展がないこと、まちづくり会社がスタートし新たなアウトソーシングができたことなどから、見直しのよい機会ととらえておりまして、本年度中に定員管理計画の見直しを行うこととしています。

現在、副町長から見直し案の初稿を渡されておりますけれども、今後、政策調整会議、あるいは庁議での議論や職員組合との協議も必要でありますので、それらを行いながら3月までに最終案をまとめていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 実は、私この質問が、定員管理計画に関しては4回目だと思います。なぜしつこく質問するかと言うと、庁舎建設にあたっては庁舎建設の適正な大きさというのを出すためにも定員管理計画の見直しが必要だという観点もありましたけれども、それ以上に、非常に国からの権限移譲等が多くなりまして、職員の配置に対して事務分掌をもう1回見直しして、それぞれの適量の仕事を各部署に割り振っていかなければならないと。なおかつ今後の国からの移譲、それからアウトソーシング等をして空いた分の部署といいますか、そこに対してもう1回定員管理計画を見直すことによって、そうしたものの整理ができるのではないかなと考えて、定員管理計画の見直しを何回も求めてまいりました。

この度、できるという回答をいただいたので、それ以上申し上げることはないのですが、ただ今回やられることにおいて、幾つか一緒にやらなきゃいけないことがあると思います。まずは定数条例についても現在148人だと思いましたが、この定数条例の改正も行っていかなければいけないと思います。それから定員管理計画ですけども、これが成り立ったときのいきさつは前回もお話ししましたが、総務省

からの命令で大体同規模程度の自治体が横並びのような定員管理計画をつくったように記憶しておりますけれども、今度の定員管理計画をつくって実行していく際には、幾つかの問題点はその当時と違ってあると思っております。まずその一つは、適正な人員を確保していくということは、なるべく中途退職というものを避けたいということであれば、職員のメンタルケアと申しますか、職員が、仕事が多すぎて音を上げてしまったり、いろんなきつい仕事によって職員の心が病んでしまったり、そういったことのないような職員の配置計画をつくっていかなければいけないということと、もう一つ、昔はちょっと考えられないことでしたけれども、新規採用の計画を当然定員計画の中では退職に伴ってつくっていきますけれども、その新規採用が今はかなり難しくなっていると。要するに人材を募集しても人材が集まらない。試験に受かっても就職してくれない。そういった問題で例えば今年5名とろうと思っていたのが実際は2名しかいないと。じゃあ、どうするんだということ、だけど町村の試験を受かった人間の中で、これから応募をとっても該当者がいないだろうと、そういうふうになって定員管理計画というか、新規採用の数にずれが出てくると将来的にひずみになって、現在、職員の年齢構造にひずみが起きているのは、そういったところがあるのではないかなと思っております。要するに予定どおりとれなければ、もしくは、とりたくてもとれなければ将来的に禍根を残すということで、そういったことも今度の定員管理計画の中では見直しに際して気をつけていただきたいと思います、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この後、副町長のほうから試案が出ておりますので、その簡単に内容をお話しもさせていただこうと思っておりますけれども、今、新規採用も難しいほか、中途退職者をできるだけ避けるようにということは全くそのとおりであるというふうに思います。新規採用者も難しいのがありますけれども、やはり基本的には、この間の流れの中で7年間不採用であった空間、これが一人も採用していないところが7年間あったということが大きく響いています。そこを補完する上で社会人枠ということで始めて採用を試みてみたりとかということやってきているわけですが、圧倒的に今の職員構成でいけば若い方たちの構成が多くなっています。そうすると経

験を積んできた人のレベルにまでいくというのは、かなりの時間がかかりますので、その中でそういう職員が大勢を占めている中での行政を進めていくという形になりますので、これはやはり今、これから始まろうとしている幾つかの制度、それも十分活用しながら進めていかざるを得ないのではないかなと思っています。その際に、今度再任用という制度をとることにしておりますけれども、それがまた定数の中に入ってくるような形になってきまして、膨らんでくるという形もありますけれども、私としては、それは時期としてやむを得ないのではないかなというふうに思っています。そして若い人たちの仕事もカバーしながら進めていくということになっていくかと思えます。新規採用のほうも採用が非常に難しくなっております。オーケーを出してもほかのところが決まれば辞退するというところがあります。ただ、まだ津別の場合はそれほどまで深刻な状況ではないかなというふうに、それなりに応募がありますので、考えているところではありますけれども、今後、さらに難しくなることもないとは言いきれませんので、今、現の職員のレベルをどんどん上げるといいますか成長していったら、そして確保できるところはしっかり確保をしてつなげていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（伊藤泰広君） それでは私のほうで今、現にどのような計画をつくっているかということでお答えしたいと思います。先ほど佐藤議員もおっしゃられていたように、前回は隣の町村や自治体の職員数を参考にとりという形のもので大きいのですが、それは参考にするのですが持続可能なまちづくりというのを基本と考えまして、絶対的に必要な職員数を把握しながら職員数を管理していきたいと考えています。ただ、この計画にもあるように人口減というのがみられますので、その中で全く町の職員を減らさないという話にはなりませんので、そこら辺の兼ね合いをみながら5年後、10年後にどの人数でどういう配置をするかという配置計画もできれば示していきたいと考えております。

もう1点、先ほど職員の採用の関係もありました。基本的に職員管理計画をつくるときは、退職者の後補充をどうやっていくかという形になります。それでうちの町の傾向としてあるのが、先ほどもありましたけれども、特に技能労務職が多いというのが

うちの職員構成の中でいわれているところです。それでその部分につきましては、今後、技能労務職というのは実際どんどんアウトソーシングに向けていきたいと考えておりますので、これについては事務職が中心になってくるのかなど。その中で退職者は全くいない時というのがあるのですけども、それにつきましても最低でも1人でも2人でも採用できるような形で、今後の採用計画をつくっていききたいという形で定員管理計画の見直しをしているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 今お話を伺いまして、基本的な考え方はわかりました。あとは3月の定員管理計画の提示を待ちたいと思いますので、次の質問に移りたいと思います。

ごみ処理についてお尋ねします。高齢者のごみ分別について、我が町では人口構成の高齢化に伴い、高齢者の方々からごみの分別が大変だという声が数年前から聞かれるようになっていきます。平成29年12月定例会で、80歳以上の高齢者の希望する方に対してごみを分別せずに出せる優遇制度を設けてはという一般質問をいたしました。これに対し町長は、生活支援サポーター制度が始まりますので少し様子を見ていきたいと考えていますので、現時点で特にごみの分別に優遇制度を設けることは考えていませんと答弁されました。

その後、ごみ分別サポートの事業がどのように機能しているかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 高齢者のごみの分別の関係でありますけれども、高齢者に関するさまざまな事柄につきましては、ご家族、あるいは地域、民生委員などから相談や情報をもとにいたしまして、包括支援センターの職員がその家庭を訪問し対応策を話し合っているところです。その折に、生活支援サポート制度について説明をいたしまして、日常生活での困りごとについての要望や申請があった場合、研修を受けたサポーターが家庭を訪問いたしまして、例えば室内の掃除や窓ふき、ごみ出しなどを行っているところです。

この制度を活用したごみ出し等の支援につきましては、制度を開始した平成30年度は7名、延べ54回で、このうち分別を主としたものは1件1回の利用となっています。今年度につきましては、これまで3名、延べ17回で、分別を主としたものはありません。なお、ヘルパーが分別を行いまして、サポーターがごみ出しをするというケースもありますけれども、新たにスタートした生活支援サポート制度による効果はあるものと考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 今答弁いただきまして、30年の4月から始めて一年半ぐらいがたとうとしているのですが、多分、つかんでいる数字、私は町長と違って効果は決して出ているものとは考えていません。この質問をしたときに、言いたいことは全部言ったつもりだったのですが、その中で、ごみ出しについてはある程度効果があるだろうと。しかし、分別については人の財布事情に手を突っ込むことだから、やるほうもやりたがらないし、それからやってもらうほうもやりたがらないというお話をしたのを私は記憶しております。それで、実際に今回のこの報告を見ますと、分別については1回1件のみです。ごみ出しについては、やはりかなりの効果があったのではないかなと思っております。ごみ分別につきましては、介護認定を受けていて、ヘルパーの方に自分のところのごみ処理をしてもらえる方たちは、それなりにそれでいいのですけれども、介護認定を受けていない高齢者の方は、やはりごみ出しに戸惑いがあって、私の知っている限りでも何軒か自治会の班長さんとか衛生部長さんがステーションにあるごみを持ち帰って、「おばあちゃん、このごみはこういうふうにしないとだめなんだよ」と言うと、「ああ、そうか」と言ってごみの指導を自治会の役員さんがやっているという話を聞いております。それはそれで数が少ないうちは自治会でも役員さんが頑張ってくれてくれるのかもしれませんが、私はもっと増えるのではないかなと思っています。そうなったときに、これを自治会に本当に任せておいていいことなのかなと思っています。いろんな形でごみの支援の政策が全国各自治体で行われております。私も今回、ごみ出しについてはかなりの効果があったので事例を調べたら、ごみ出しにつきましてはたくさん自治体でいろんな工夫をしてやっておりました。しかし、いろいろ探してみたのですが、ごみ分別に対

して高齢者に対して介護認定を受けているような方はヘルパーがつきますからちょっと別なのですけれども、高齢者に対してごみ分別の施策をしているところは福岡県の大木町1件でありました。人口1万4,340人、29種類の分別を行っています。これは高齢者にとってはかなり難しいことだと思いますが、その中で高齢化率26.5%なので、シルバー人材センターが事業者になって25世帯のごみ分別を行っております。これがただ1件、私が見つけた例でありまして、もちろんもっと探せばあったのかもしれませんが、ごみ分別の政策的な支援は大変難しいという結論に達しました。ですから、やはりやれるのは、ごみを分別しなくていい優遇制度に私はシフトを切っていくべきだと考えております。確かに前回も説明をしたと思いますが、80歳以上の高齢者が760人で、半分が申請したとして380人、そうした人間を別な袋を使ってごみを分別できないのだったらそのまま出してもいいよというようなことをやって、ごみ捨て場の一般処理場の使用期間が、15年が例え14年と9カ月になっても私はそれはそれでいいことなんじゃないかなと考えておりますけれども、町長の今の私の話に対して何か感じるところがございましたらご答弁いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今のお話はこの間もずっとされてきたことであります。それにどう対応していくかということで、今試みとして生活サポーター制度を設けて昨年から開始したところです。その様子をもう少し見ていきたいなと思っておりますし、多分、次の質問とも関連してくるかと思っておりますけれども、さまざまなことをまた考えていきたいと思っております。

これまで自治会の衛生部長を中心に大変ご苦労をかけているというのは、それぞれ私も含めて、職員もいろんなところに住んでいますので承知しているところだというふうに思いますけれども、そこにいつまでも積極的と言いますか、誠意をもってやっていただいていることについては感謝を申し上げたいと考えておりますけれども、確かにこれから数がどんどん増えていくと、とてもじゃないけどという話には当然なってくるかというふうに思いますので、そういったことをもう少し様子を見させていただきながら考えていきたいなと思っております。

また今、この間の通知文書の中で、これは全国的な問題にもなっているということ

もあって、この高齢者のごみ出しについて特別交付税で措置をしますという制度が新たに始まるということの通知がまいりました。その積算をどのようにされていって、そして津別でいけばどれぐらいそういうお金が入ってくるのか、それをどんな形で使っていくのかということは、また検討させていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開いたします。

9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕先ほどちょっと大木町の話に触れましたけれども、私、その大木町の場合は26.5%の高齢化率で対象者が少ないということと、それと比率からいって担い手の比率がかなりいるということで、もし津別町が、これがいい事業だと思ってやろうと思っても、津別の場合は担い手がいなくてできないのではないかなと考えております。前にも質問しましたけれども、人材センターのほうの人員も非常に人手が少なくなってきたということになっておりますし、またちょっと目を転じますと、大都市なんかではごみ出しの専門業者がおります。お金を払えば家に来てごみの分別をして、なおかつごみも持って行ってくれるというような人はおりますけれども、津別町ではそういう事業をやっても成り立ちませんので、そういう企業は存在しません。そうした意味でいくと、やはり田舎の小さな町の高齢者だけがごみ分別で苦勞をするということで、まさに津別町がそういう状況ではないかなと思っております。先ほども申し上げましたとおり、なかなかごみ分別に対する支援サポートは難しいだろうということで、やはりごみの優遇制度にシフトチェンジすべきではないかというのが私の先ほどまでの考えであります。津別町で一生懸命職業に就いて働かれて、年を経て今もなお津別町に住み続けていただいている先人の功勞者たちが、ごみのことで苦勞するということは、私としては大変一議員として辛い思いがあるわけでございます。ここに国立環境研究所のレポートがございます。その中に高齢世帯

のごみを回収するという事は、高齢世帯に食事を届ける、在宅医療を提供することと同じくらい生活に不可欠なことだという言葉が書いてありまして、私、大変感銘を受けました。本当にごみの問題をほっておくと、出せなくなる、そして玄関、それが茶の間になっていずれごみ屋敷になって本当に大変な生活になってしまうということで、今すぐ手を打てとは申しません。今これから改善策の次のところでお話しになるかと思いますが、やはりこうした問題が現実にあるということをごまかすまいと受け止めておいていただきたいと思います。

何かあればお願いいたします。

なければ次の質問に移ります。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 問題意識は同じでして、午前中も申し上げましたとおり、ずっとこの問題については津別町だけではなくていろんなところでつきまとい続けている問題です。そこでいろんな議論を踏まえて新しい制度を設けて今取り組んでいるところでもありますので、それですべてが解決するというふうには思っていないので、あとはまた別な方法もそれに加えてやっつけようということで、今模索をしている段階でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 次の燃えるごみの将来的な処理方法について質問したいと思います。

現在、津別町の燃えるごみは大空町へ搬入し処理しておりますが、施設の老朽化が進んでいます。定住自立圏構想の中で北見市との連携も視野に入れて聞いていますが、燃えるごみに対する処理の今後の方針をお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 燃えるごみの将来的な処理方法についてでありますけれども、現在の焼却先である大空町の施設につきましては、昭和59年に供用を開始して35年が経過し、平成15年にはダイオキシン対策により一部改修工事が行われています。定期的なメンテナンスなどによりまして長期間の休止は幸いありませんが、耐用年数が過ぎていることから、更新や補修が急がれているところです。

こうしたことから、大空町では焼却施設の更新について検討が行われていますが、同じ規模の整備では補助金が受けられないため、これまでの大空町と津別町に、網走市や美幌町からのごみの受け入れを想定した施設規模での事業費や維持管理費について、平成30年度から1市3町の担当者レベルで検討を行っています。しかし、分別区分の違いなどもありまして協議は進んでいない状況にあります。

一方、今年に入り北見市を中心とした1市4町による定住自立圏構想が進められることになったことから、各分野の担当者による連携事業の検討の中で、北見市の焼却施設利用の可能性について発言をいたしまして、本町の分別方法や処理方法、年間の処理量などを報告したところです。

現在、ビジョン懇談会において計画が策定中のため、まだ1市4町の担当者による具体的な協議は行われておりませんが、今年度中には、実現の可否や解決しなければならない事項について協議したいと考えているところであります。今後のごみ処理に焼却処理というのは絶対条件であると考えており、定住自立圏構想による協議を優先させたい旨を大空町に伝えまして、安定したごみ処理を目指していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鹿中順一君）9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）今、町長から答弁いただきまして、現在の大空町と津別町の使っている焼却炉につきましては老朽化を認識していると、その中で北見市との新しい道を模索したいという答弁がございました。可能性の問題としては、当然北見市というのが考えられますけども、うまくいかなかったときのことを考えておかなければいけないと思っております。今回、おとといで町長のまちづくり懇談会が終了いたしまして、私も何回かお邪魔させていただきまして、その中で町長は住民の皆さんに対して定住自立圏構想の話をして、このごみの焼却については、この定住自立圏構想の中でも一番重く考えている項目なんだということで、ぜひ北見市との連携を図っていただけるように、最大限の努力をしたいというようなお話をされておりました。私も実現すればそれはそれでいいと思っておりますけども、やはり実現しなかったときのこと、ごみの処理は絶対しなければいけないわけですから、できなかったときのこと

も考えておかなければいけないと思うのですが、今の段階で、こっちがだめにもなっていないのに、だめになったときのことを言えというのかと町長に言われると困るのですけども、その辺も考えていらっしゃるのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど大空町と津別町で同じ規模でやるということは、ちょっと自前で全部建てれば問題はないのですけれども、多額なお金がかかりますので補助金を当然想定しなければなりません。それでいけば同じ規模では補助金はあたらないうこととあります。

もともと大空町と津別町はこうしてごみの交換、食物残渣何かをこちらで受けていますけれども、たまたま大空町長と私とでちょうど出張で一緒になりまして、大空町の町長のほうから燃えるごみ、生ごみをどうやって処理しているのということでお話を受けて、私のところはこうですよ。それで二人でひらめいて、それならお互い交換しましょうかということで、それで始まった事業です。仮にそのとき一緒になっていなければ、今、恐らくずっと今のところに津別は埋めていたんだろーと思えますけれども、そういうこともありまして今進んでいますけれども、そういう焼却施設でだんだん古くなってきて、大空町さんも困っているところです。網走市さんも新しく埋める所を整備しましたけれども、焼却は考えていないようであります。担当のほうで先ほど平成 30 年からいろいろ協議もしてきたところですが、仮に網走、大空、津別で建設するとした場合は、おおむねその時点では 20 億ぐらいはかかりますねということで、そして人件費を含めた維持管理費が年間約 4,000 万円はかかるだろうという話が担当者の中で話されているというのを聞いていますけれども、そういうものが仮に北見市とお話がうまくいかなかった場合、もう一度そこに戻ってくることももちろんあり得るのかなと思いますけれども、できることであれば既に北見市さんには以前聞いた話では、まだ余裕があるということで、津別の分というのはそんなに多くないということもありますので、まずはそういう方向で北見市と協議をさせていただければなと思います。

もちろんこれまでずっとお付き合いさせていただいた大空町さんに、勝手にそれではというわけにはなかなか言いづらい部分もありますけれども、やはりこういうこと

でお話を進めさせていただきますということで、話をしていかなければならないかなと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 今ご答弁いただいた前の部分でいくと、網走市は既に新しい施設、それから美幌町についても自前の埋める施設を持っておりますから、話にはなかなか乗ってこないのではないかなと。そういうことになると、この話、北見がだめでこの話で壊れたら、最終的には今これからつくる一般廃棄物処理場に埋めるという選択肢も浮かんでくるのかどうか、そこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 最後には、どこもなければそういうことも考えなければいけないと思いますけれども、そこにいくと、すぐにまた10年で建て替えるだとか、新たな候補地をまた見つけてということになりますので、そういう形にならないように進めていくと。そこに全力をあげるということしか今は言えないかなと思います。

もしだめだった場合は、別な方法を当然議員とも協議しながら進めていかなくちやならないと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君）〔登壇〕 北見市とうまくいった場合のことを一つお聞きしたいと思います。北見市のほうは、かなり分別が緩くなっております。今、津別町がもし北見市に受け入れてもらえるとなると、先ほど言っていたような問題、ごみの分別もかなり大ざっぱにできるようになって、今の津別の細分化している分別よりも簡単な分別で北見市にごみを持って行ってもらうことができると思いますけれども、逆にこれは裏を返すと、今までやってきたのはなんだったのかということになるかと思っています。今まで地球環境に配慮しながらリサイクルやエコの精神で生かしてごみの分別を細分化してやって、そしてもちろん財政的な事情もございました。終末処理場をできるだけ長くもたせるということで、ごみを住民の方に協力してもらって分別していただいたわけでありまして。答弁いただく前に、私の考えを申し上げますと、北見市ともしやるようになって分別が非常に緩くなっても、私としては津別の今の分別の理念は持ち続けていくべきだかなと思っております。ただし、先ほどから私が問題にして

いる高齢化した方でできないような方に対しては、新たなルールの分別の枠の中でやっていただくことを認めるというか、そういう形でできるだけ今までの分別でやってくださいと。ただ、やっぱり難しい方についてはいいですよと。そういうような形で理念を守ってやっていけるような形が望ましいと思いますが、まだできていないことですが、でも町長の考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは町づくり懇談会の中でも考えをお話しさせていただいておりますけれども、北見市と仮にゴーサインが出たとしても、今まで非常に優れた津別町としての取り組みがあります。バイオマスタウン構想をもとにしてずっとこれまでできているわけですし、そして最初に始まったのは、ごみのところから始まっています。それがずっと伝統になりつつありますけれども、社会情勢がその中で少し変化してきているということで、そういう高齢者に対して、それをずっと求め続けていくかというところが今問題になっているので、その部分を少し変えていこうということでありまして、基本は全部捨てて、そしてすべてを焼却に回していくということはずべきではないと考えております。そして今バイオマスタウン構想に基づいてご承知の今のごみ処理施設をつくっている上に、たい肥センターも設けております。そして、また来年度は実は早く良質なたい肥ができるように今検討を進めているところでありまして、そういったことの一連のことからも考えて、ごみの関係をすべて北見市に言葉はおかしいですけどもおんぶにだっこするようなことではなくて、津別は津別の精神をしっかりとった上で、困っている部分、それから直していきたい部分のみ変えていきたいなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、佐藤久哉君。

○9番（佐藤久哉君） [登壇] 今お話を聞いて私としても納得いたしました。津別町の理念は守り続けていくということで、ごみ行政大変難しいものがありますけれども、住みやすく、住んで楽しい町にしていくためには、やはりごみ処理というのはどうしても重要な政策課題でございます。今、町長と議論したことをもとに今後とも政策を進めていただいて、私どもと議論していただければありがたいなと思っております。

これで質問を終わります。

○議長（鹿中順一君） 次に、7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] ただいま議長に発言のお許しをいただきましたので、先に通告の一般質問についてよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

津別町におけるガバナンスについて、6項目ほどお伺いをしたいと思います。このガバナンスにつきましては、昨年の平成30年7月に総務省の自治体戦略構想の研究会のほうから、第2の報告は発表されているところです。いわゆる地方自治体の行政組織運営の現状と刷新の必要がこの中に掲げられているわけです。自治体の2040年戦略ということで、2040年に向かって大量に団塊世代が抜けるというようなスタイルに日本全国がなるということで、人材不足が各部署において非常に厳しい状況が生まれるという内容でございます。新たな課題として、行財政を中心とした公共サービスの提供の展開、厳しい財政状況や地方公務員の大量退職にも対応できる行政体制の整備、行政ニーズに対応した柔軟かつ機能的な組織運営に向けた取り組み、職員の能力を最大限に引き出し得る人事管理の必要性、透明性の確保、説明責任、それから執行機関と議会との適切なチェック、バランスの確保がこの中に掲げられているところであります。地域にふさわしい多様な公共サービスが適切な利益と負担のもとに提供されるという新しい公共空間の形成をこの中でうたっておりますが、この形成こそが地方自治体の住民が協働して地域経営にあたる、いわゆるローカルガバナンスを実現させるための前提として発表されたものであります。

町長もこのことは認識の上、町政にあたられていると思います。そこで一つ目の質問ですけども、町長は町政運営において、どのような考えであたられているのか。または方針は毎年町政方針含めてうたっておりますが、そのことを踏まえてどう取り組んでいるのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 山内君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 町政運営に対する考えと方針ということでもありますけれども、町政の運営につきましては、町長に就任した都度、任期中の町政に対する所信を表明させていただいております。また、毎年度の予算議会時におきまして、その年の町政方針を述べさせていただいております。それらに基づき町政を運営しているところ

であります。ここでそれらのすべてを再び申し上げるということはいたしませんけれども、特に今、かつて経験したことのない人口減少社会へと突き進んでいる中、人口が減ることによって生じる課題を解決するため、皆さんと知恵を絞り、また地方創生のさまざまな取り組みなどをおして課題の解決を図ってまいりたいと考えて今町政を運営しているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 今お答えいただいたところなのですが、毎年、予算議会の時に町長は町政方針を述べられていることは承知しております。この町政方針というのは、町長の公約を含めて1年間の事業執行にあたって町長の考えを述べているところであります。私が質問しているのは、町政の運営ということで、町長は公約を含めた事業を執行するにあたって、町の組織の運営についてどういうふうに機能を発揮してできるように考えているのか、それあたりについてお伺いしたいということですので、再度このことについて町政方針にも行政改革含めた中身が掲げられておりますけれども、執行にあたって組織をどういうふうにとりまとめて、どういうふうに動かしていくかと、それあたりについて再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは議員もご承知のとおり、内部的なことでは政策調整会議だとか、あるいは庁議、そういったところでその年の方針、あるいは4年間の所信表明に基づいた運営について進め方を協議をして、そしてやっているところであります。

また対外的には、各種委員会がさまざまあります。町民の方々が多く入られておりますけれども、確か記憶では300人以上の方が各委員会の中にトータルすると入っていると思いますけれども、そういったところでこのように進めていくということで、ご意見をいただきながら、修正するものは修正しながら、そういう体制をもって運営をしているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 今、大卒のお話は伺いましたけれども、自治体も民間企業も同じだと思いますが、そこで働いている職員、社員の経営者としてどういう

方針で働いてもらうのかと、それあたりが大事になるのではないかなと。それが伝わっていないと、働く側含めてやりがいだとか意欲が出てこないのではないかなと思います。そのあたりについて考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それらにつきましては、各種研修ももたれておりますけれども、私の意志を伝えるという方法につきましては、これはずっと町長になってから毎月欠かさずやっておりますけれども、A4版1枚ぐらいの紙になりますけれども、職員に考えていること、こうしてほしいことというのは伝えております。それは今まで自分も職員だったころ、そういうことというのはなかったものですから、それは少しでもそういうふうに伝わるようにということで、自分のできる方法としてやっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 町長の方針含めて庁議でそれぞれ協議をされているというのは承知しております。ただ、町長が長く町長の仕事を続けると、職員とのバランスというかそれあたりが薄れて、町長になかなかものを申すことができないような雰囲気になるのではないかなと、そういうふうに危惧するものですから、それあたりについて町長がそういうことを感じているのかどうかはわかりませんが、スムーズにそれあたり職員とのコミュニケーション含めて意思疎通ができているのか、それあたりについて再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それはぜひ職員に聞いていただきたいと思います。私のほうとしては、できることをやっているつもりでありまして、そして忘年会も復活したりとか一緒にお酒を飲む機会も設けたりとか、私としてはできることはやっているつもりでありますので、そのことによって例えばメールで考え方を伝えてくる職員もいますし、直接来て話をする方もいます。また労働組合等は当然そういう組織でありますので、そことも話をさせてもらっている。そういうことでやれることはやっているつもりであります。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 わかりました。そういう認識ということで、こちらのほうも承っておきたいと思います。

この1番の項目に関して、中堅職員、いわゆるある程度経験年数をもって、これから行政を引っ張っていく管理職になるべく人材が、中途退職をする方がここ近年多いということを感じております。この要因というのはさまざまあると思いますけども、どういうことで中途退職がおきるのか、途中でやめるということは本人についても将来の人生設計の中で非常に重い決断だと感じますけども、それあたりをとらまえて町長はどういうふうを考えているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ご質問の中堅職員の退職が多いようであるけれども、要因についてということでありまして。この中堅ということの範囲というのが定かではございませんけれども、50歳代半ば過ぎの職員が平成30年度に2名退職しておりまして、今年度に入っても1名退職、さらに50歳を少し超えた職員が年度末に1名退職する予定となっております。理由につきましては、すべて一身上の都合によるものでありまして、自己都合による早期退職となっております。つまり自分の身の上に関する事情により退職されるものでありまして、そこにはさまざまな理由があると思いますけれども、労働法上におきましても、退職理由を申告する義務はなく、「一身上の都合」で十分とされているところであります。したがいまして、退職にあたり本人と話し合われたことが、この場で公にすべきものではないと考えております。これからの職場づくりに参考となるものにつきましては今後に生かしていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 お答えをいただきましたけども、個人のそういう状況について質問しているのではなく、先ほど私が質問したとおり中途で退職するということは職員も非常に重い決断だというふうに質問させていただきましたけれども、これは、それぞれ本人に話を聞いているということで今お伺いしたところですけども、どのような形で話を聞いているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 当然、一身上の都合ということでありませけれども、担当課長なり、あるいは副町長が内容を聞いたりしています。それでできることなら引き続いて働いていただきたいというのが本音でありますけれども、やはりそれぞれの理由がありますので、それを強制的にやめさせないということにはなりませんので、それは理由はさまざまありますけれども、退職願いを最終的には受け取っているということです。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内彬君） [登壇] わかりました。

私感ずるところ、本人にもそれぞれの理由があろうと思うのですが、組織自体の中に要因となるものがあるのではないかなと感じております。長年務めていると組織の運営、経営含めてある程度の考え方の違いも出てくるのは当然だと思いますが、それあたりの組織内の問題になるような要因がこの中にあるのかどうか、それについて再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それは、その話をすると相手が特定されてきたりとか、こういうことだとかということが、この人はこうなんだ、あの人はあんなんだという話にならざるを得なくなってきました。もしそれをやってもいいということであれば、例えば3月議会において思われる方に議員のほうからこの議場で議論してもいいかどうかも含めて承諾をしていただければ、これはインターネットで流れていく話ですので、そこのところは慎重にしくちやいけけないのではないかなと思います。本人の許可があるのであれば、それは町のその人に対しての考え方というものもありますので言えることはできると思いますけれども、それをここで今お話することはちょっとできませんということです。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内彬君） [登壇] わかりました。

次に進みたいと思います。三つ目の質問でございますが、この町の運営について、これまで官民連携の取り組みをそれぞれ進めております。これまでの官民連携の状況と今後の方向についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 官民連携のこれまでと今後の方向性についてでありますけども、先ほども申し上げましたとおり人口が減ることによって生じる課題を解決するためには、行政職員だけの力では限界があります。一般的に個と個、いわゆる個人と個人、私と私のつながりが弱くなるのに比例して行政の仕事は増大するというふうに言われております。だからといって職員をそれに見合う形で増員するということはなかなかできるものではありません。であれば、民間や住民の力を借りながら行政を進めていくことになるかと考えております。

これまで進めてきた代表例といたしましては、特別養護老人ホームの民間移譲ですとか、あるいは開成線の民間バス会社への移譲、除雪を含む町道整備の民間委託などをこれまで進めてきておりまして、これはまた、総合計画の推進と連動した行政改革の一環として行われてきたところでありまして、今後におきましても官民連携は町を持続していくために必要なものであると考えておりますので、さまざまな可能性を模索しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 官民連携の有効性含めて、それぞれ評価をしているところなのですが、職員のこれからの人事管理含めて民間にアウトソーシングで業務としてやっていただく、そういう方向はこれから進むものと感じております。

そこで、これまで今進めてきた事例についてお答えいただいたところなのですが、この事務のアウトソーシングについて、ほかの市町村含めて連携をとりながら、その部分について進める考えについてあるのかどうかお伺いしたいと。いわゆる事務事業、現行ではなく中の事務事業について、そういうものが今後想定されますけども、その辺について考えられているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 事務事業の他町村との連携ということだというふうに思いますけれども、これは先ほどちょうど佐藤議員さんからも出ておりましたけれども、今北見市と定住自立圏構想の中で1市4町がつながったところですので。ここが核となることができることをいろいろ模索しながら担当者の段階でこれをこういうふうにとともにやっ

ていきましようということが、これから出てくるんだというふうに思いますので、それは大いに歓迎したいなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] そういうことで、一つは連携をとりながら自分の心に留めてやるべきだと思いますが、町民の納得のいくようなその後になっていただきたいと思っております。

これに関連して次の質問に移りたいと思っております。北海道つべつまちづくり会社が設立されて、今進んでおりますけども、この立ち上げの創立のときに町の現職職員2名がこの役員に派遣されておりますが、これについて法的な問題含めて問題があるのではないかと思います、この見解についてお伺いしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まちづくり会社への役場職員の役員派遣について問題があるのではないかとということでもあります。問題が指摘されておりますのは、地方公務員法第38条「営利企業等の従事制限」または第35条の「職務専念義務」に関することだと思いますけれども、営利企業等の従事制限につきましては、地方公務員法第38条におきまして、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、もしくは、みずから営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならない」とされているところです。

まちづくり会社への職員の派遣について特に重要なこととしまして、個人としての利害関係は無報酬であることはもちろんのことでもありますけども、同社は企業性と公益性を併せ持つものでありますので、公益性という面において町の考えを十分組み入れていくことが重要であります。したがって、取締役としてそうした町の考え方を伝えていくものであり、利害関係は存在していないと考えております。

また、市町村が出資している会社には、担当課長の実務取締役や職員を派遣している市町村も多く、市長や町長も役員に就任しております。町が出資しない完全民営化となれば取締役に就任することはありませんが、出資を伴うものについては役員に就任するのが一般的だと考えております。

また、職務に専念する義務につきましては、地方公務員法第 35 条において「職員は、法律または条令に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてを職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」とされております。津別町では、「職務に専念する義務の特例に関する条例」第 2 条の「義務の免除」、第 3 号で任命権者が定める場合は承認するとしておりまして、その内容は規則にうたっているところです。取締役となっている職員が、役場の業務としてまちづくり会社のイベント等を支援することは当然ありますけれども、まちづくり会社自体の日常業務に従事することはありません。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） [登壇] 今お答えいただいた地方公務員法第 38 条の件についてお答えをいただいたところです。この中にうたわれているのが、条文の中に任命権者の許可を受けなければ営利を云々というふうに条文の冒頭に書いてあります。ここで一つお伺いしたいのですけれども、このまちづくり会社の創立の案のときに役員のことについて案として出ておりますが、そのときに案としてですけれども住民企画課長、会計管理者というふうに明記されております。そこで、この条文の中に任命権者の許可ということで、当然職員がこの会社の役職に就きたいんだという申請行為があつて任命権者が許可をするというふうになるのではないかと思います。そこでさかのぼった話ですけれどもお伺いしたいのは、町長は行ってほしいという任命の形なのか、職員が自発的にその会社の役員で行きたいんだというふうになったのか、それあたりについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは今までの例もかんがみて、議員が役場職員のとときと同じだと思います。津別町振興公社だとか相生振興公社、そういったところに役場職員も取締役等で入れているわけですが、それは内部の話し合いである程度前例ともしながら、まちづくり会社も公的な部分もまちおこしも含めてやってもらう中で、今までと同じように担当する部署の課長、それからその財政等をチェックするには会計課長というのがやはり一番適任であろうということで派遣をしたということです。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] この地方公務員法第38条の精神は、いわゆる営利を目的とする企業と。その制限についてうたっていることです。振興公社とは異なる公益性が強い企業というか会社だと思います。このまちづくり会社については出発の時点から営利を目的とした企業というふうに我々はとらまえております。そうでないと、まちづくりの会社を立ち上げる意味がないということで考えています。営利企業に職員が役員としてなる事態が、まず通常であれば法の精神からいうと逸脱しているのではないかと。かつ、まちづくり会社には町からの委託事業を含めていろんな事業を請け負わせていると。その中で財政担当課長がその役員になるということは、法に照らし合わせても利害関係を当然生むのは当たり前の話で、利害関係なしでこれはできないと感じます。それあたりについての町長の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、山内議員さんも逐条解説をお読みになっていると思いますので、私のほうも逐条解説をちょっと出させていただきますと、これは大変ずばっと書いてあるのですが、先ほどの地方公務員法の38条営利企業等の従事制限というのがあります。これは、この本のよさというのは凡例とか実例もたくさん載っています。そこから見ていただくとお分かりかと思えますけれども、短い文章ですから該当するところを読ませていただきます。職員が報酬を得て農業協同組合、水産協同組合、森林組合、消費生活協同組合等の役員になる場合には、1項、後段の規定により任命権者の許可を受けなければならないが、報酬を受けない場合においては任命権者の許可を要しないということでもあります。こういったことも含めてまだいろいろありますけれども、当然これは地方創生事業の一環としてやって、そして地域おこしのためにやってもらおうということでやっています。その専門部署が役員にも入って、そして町の考え方も随時伝えていくということで今進めておりますので問題はないというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 書いてある法律は、私が言っているのは利害関係

が出るのではないかということです。ということは、財政担当課長は町からの委託事業含めてまちづくり会社に当然事業をやらせていると。その予算措置含めて事業を請け負わずアウトソーシング含めた内容を担当課長がよしあしを線引きする、その任務にあっている者が相手側の会社の役員になる事態が異常ではないかというふうに申し上げているのですけども、一般論で町長は書いてあるもの、例えば産業振興課長がなるんだったらやむを得ないところもあると思いますけども、それあたりが私はおかしいのではないかとっているもので、それあたりについて町長が当たり前だといふのであればおかしい話で、通常であればちょっとおかしいのではないかと感じます。会計管理者が監査になっていると、これについてもチェックする会計管理者が、その会社の監査になる事態もおかしい話で、双方この職員の役員派遣について、町長の考え方をある程度改めない町民も恐らくそれあたり思っている人は多いのではないかと思います。そういうことについて町民に対して透明なる説明責任をきちっとしなければならぬのではないかと思いますので、再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほども申し上げましたとおり、地域おこしは、これから人口が減っていく中で、しっかりまた町に賑わいをもたせたり町民が幸せになるようなことを進めていこうということで始まっています。そのこのセクションにいる者が一番内容をよく知っていますので、町は出資をしていますので、その出資者としての中で入ってもらって、そして町の考え方をしっかり伝えてもらうと、そのために監査もしっかりやってもらおうということで出しています。それが適切に行われているかどうかというのは議会でチェックをされると思っております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 町長が正しいということであれば私と考え方に相違があると思うのですけども、この地方公務員法の第38条の中に人事委員会をおいている自治体については人事委員会の規則に定めたもので制約をどうするかということになっていますけども、今後もそういうことが想定されるということであれば、町自体でこの地方公務員法の第38条に基づく営利企業等の従事制限に関する規則を制定しなければならぬと思います。今回もこの規則が町に制定されていない上で任命権者

が派遣していると、そういうこと自体が逸脱しているのではないかと思いますので、この規則の定めについてきちっとした定めをおいた上で、こういうことの規則があるから派遣してもいいとか悪いとか、それあたりをきちっとしていただきたいと思いません。

町長は私の言うことが納得できるような上級官庁にこのことを照会して、正か否を判断していただいたらよろしいかと思います。

そういうことでお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） 先ほどから町長から述べている条例規則、それからそのほかに条項等もありますので、その中で定めたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 町民の疑問に思っている人が私が聞いた中では結構多いと感じておりますので、やはり説明責任と透明性を持って行政の運営をきちっとやっていただきたいと。それをまちづくりの会社に対する町民の感触につながるということです。疑問をもった中でまちづくり会社が町民に協力してくれといってもなかなか難しいものがあると思います。やはりそれあたりきちっと説明されて、せっかく立ち上げたこの会社をよいものにしていくと、そういうふうに町として考えてほしいと思います。

続きまして、次の5番目の質問に移らせていただきたいと思います。

先ほど町の町政運営についてお伺いしたのですが、運営というのは先ほど私も言ったとおり組織がどういうふうにまとめて動かして町政を執行していくのかという内容でございます。

次の私が質問する経営については、当然町長もわかろうと思いますが、経営についてどういうふうに考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今度は町政経営についてでありますけれども、経営の定義がはっきりいたしませんけれども、質問事項でガバナンスという言葉を使っておりますので、単なる経営ではなく、町を運営していくためのガバナンスの意味と解らせてい

ただきたいと思います。

ガバナンスにつきましては、基本的には統治と訳されるものですが、今日的には、その組織や社会において利害関係者やメンバーが主体的に関与を行う意思決定、合意形成のシステム、いくなれば統治のための体制や方法を指す言葉でありまして、一方的な経営やマネジメントではない意味で使われております。ガバナンスが効いている、あるいはガバナンスを強化するという使い方もありまして、内部統制の意味合いもありますが、総じてメンバーが主体的に取り組むことができるシステムが講じられているかということに使われていると思われまます。

町政におけるガバナンスといいますと、町民みずからが関与できるシステムは多くの機会を設けながら行っているところでありまます。各種計画の策定委員会をはじめ、数多くの委員会を設置して委員からの意見を聞くとともに、直接町民の声を聞くまちづくり懇談会の実施や、さらには住民アンケートから普段発言できない方からの意見の吸い上げを行っております。町政におけるガバナンスとは、地方自治の本旨である住民自治について、どれだけ住民の意見を聞けるか、どれだけ住民に説明ができるかが最も大切なことだと考えております。

町政運営における役場内部機構におけるガバナンス、ある意味コーポレートガバナンスといわれる企業統治となりますが、いろいろ工夫を行いながら行っておりますが、まだまだ検討の余地があるというのが実情であります。逆説的になりますけれども、職員に対する環境が目まぐるしく変遷する中、地方公共団体として住民の福祉のためという目的ははっきりしながらも、絶対的なものはなかなか確立できないものと考えており、絶えず組織及び組織に所属する職員自体が、よりよいガバナンスを模索することを続けていくことが求められていると考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 考え方についてお答えいただきました。

いわゆる運営と経営、この二つがバランスがとれていないと自治体の目的達成することはできないと感じております。いわゆる経営というのは、町長が町政方針含めて公約含めて掲げている目的を達成するために継続的、計画的に意思決定を行って実行

に移すという過程で進むかと思います。その中で事業を管理遂行する組織づくりというか、それについて先ほど来、関連していろいろ質問させていただいておりますけども、これからの組織づくり、それについて限られた人員の中で目的を達成すると、そのことについて町長がこう思っているという考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それにつきましては、先ほど佐藤議員さんからの定員管理計画のところでもお話ししましたとおり、人口減少の中で職員数も減っていくかと思えます。しかし一方で先ほど言いましたとおり、個と個のつながりが弱くなればなるほど行政に対する重みが増えてくるということも実態として承知しています。それをカバーしていくために民間と連携し、あるいは住民と連携しということで、そういった組織づくりをしていこうということで進めているということでご認識いただきたい。そのために、いろんな定点調査も含めた住民アンケートをとっておりますし、それからまちづくり懇談会をずっと続けていきます。また議員の皆さんも報告会を含めて、そこから住民の意見を聞いているというふうに認識しておりますし、委員会等でもさまざまな意見が出てまいりますので、そういったことも吸収しながら進めているということですので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 〔登壇〕 よろしくお伺いしたいと思います。

これに関連して最後の質問ですが、この職員を含めた公務の実態が地域住民に十分理解されているかどうか、それあたりの把握、その価値観含めて公正に評価されていないような状況を私としては感じているところです。いろんな解決方法がありますが、このコミュニティのあり方、そういうことを積極的に進めて地域の意志も取り入れながら運営、経営についてこの中に入れて、町の仕事も価値を住民に理解して、きちっと定めていく必要があるのではないかなと。その中で、これまでいろいろお話をさせていただいておりますが、第一に町民の幸福を前提として町政を進めると、それと同時にその執行にあたって従事する仕事に携わる職員の幸福も重視すべきだと思っておりますが、考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 町民の幸福と、その仕事に携わる職員の幸福ということだと思いますけども、議員もご承知のとおり地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを目的とした組織であります。町長は地方公共団体の長でありますことから、住民の福祉の増進が第一義的な目的であり、また役場という組織体においては、役場職員の長として職員に対しても責任を負うのが当然でありまして、職員の福祉の増進も義務づけられていると考えております。

そこで、幸福ということになりますと、概念を含め大変難しくなりますので、職員の福祉について考え方を述べさせていただきたいと思います。まず思いとしましては、何より大切なのは職員同士の融和と考えております。制度的にいろんな権利を与えることよりも、まずは職場の雰囲気がよくなること、コミュニケーションが図られることに行きつきます。成功しても分かち合えない、失敗しても補えない、そのような職場だけは避けたいと考えております。また私をはじめ職員同士も、そして職員本人も人財として考えること、つまり地方公共団体としての財産になってほしいと、ならなくてはいけないということも意識してほしいと思っております。

お互いに町民のための人財になるんだという意識が本人の意識向上であったり、職員同士がお互いの尊厳を重視できる状況になると考えるところです。

以上が職員の福祉ももちろん重視すべきという思いとなりますけれども、職員にとって福祉向上となる制度の導入については、可能な限り導入を図っていくと考えておりまして、職員の互助会である共済会運営をとおし、さらに職員組合からの意見を聞くことなどから職員の福祉向上を図っていると考えております。また職場環境については、安全衛生委員会における意見も聞きながら整理しているところでございますけれども、これまで劣悪な環境にあったことは否めず、そうした意味においては新庁舎によって解消できることが多くあると考えているところであります。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） [登壇] 考え方についてお答えいただいたところです。今回の津別町のガバナンスについていろいろお伺いしたところです。町長の長年の経験と才覚によって今いろいろお答えいただいたことを念頭において、よりよい町政の運

営と経営の執行にあたっていただきたいということをお願い申し上げて終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 了解いたしました。先ほどもちょっと申し上げようと思ったのですが、この間、職員組合とも意見交換をして、久しぶりに夜も1杯飲んだのですが、職員として幸せを感じるにはどういうときですか？と聞いたところ、何人かが答えたのは、町民から褒められたときですと話をしていました。それは頑張ったねとか、よくやったなど、そのことが実は職員にとっては大変な力になってくると、またやる気が出てくることの現れだと感じています。

東京で2カ月ほど前に読んでいた雑誌の集まりがありまして、たまたまシンポジウムのパネラーで呼ばれたのですが、その中のお話に出ていたのが職員のことでもちょっと話が出ていて、最近、職員で津別ということに限っての話ではありませんけれども女性の方が発言していたのは、町に出て行くことを怖がっている職員が出てきていないかというお話が出ていました。やはり出て行くことによって、いろんなことをきつい調子で言われる部分ももちろんありますし、それから何回も何回も言われる場合も当然あります。そういう中で、出て一步踏み出そうということに非常に戸惑いと怖がりを感じているというのが見かけられますよねという話も出て、それはないこともないなと感じ取ったところです。そこをまた後押しをしたりとか、理解をして、次のところにまた向かって行けるように、そういうことも意識しながら対応してまいりたいなと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） これで7番、山内君の一般質問を終わります。

本日予定している一般質問予定者については、明日への日程といたします。

◎延会の議決

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長(鹿中順一君) 本日はこれで延会いたします。

明日は午前10時再開いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 1時11分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員